

一般社団法人 岡山県作業療法士会

**「認知症生活行為支援実践者研修制度」**

～運用マニュアル・研修シラバス～

## はじめに

### 認知症生活行為支援実践者研修制度の目的

(一社)岡山県作業療法士会(以下、県士会)では、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)」の中で、(一社)日本作業療法士協会(以下、協会)「認知症の人の生活支援推進委員会」と共同し、認知症に対応できる作業療法士の人材育成を行う。また研修制度の中で、県士会員に認知症の人を対象にした作業療法実践事例(以下、GP)の作成および報告、登録を求め、県士会はその成果を蓄積する。

GPの作成および報告、登録を行うことにより、「GPの作成によって県士会員の作業療法実践の質的向上を図る」、「報告(登録)されたGPの分析より作業療法成果の根拠資料を作成する」、「GP報告(登録)の提示により作業療法実践の成果を内外に示していく」ことを目的とする。

## 研修制度の概要

### 認知症生活行為支援実践者研修制度における研修課程

#### 1. 認知症アップデート研修

協会「認知症の人の生活支援推進委員会」が定めた3.5時間の研修を包含し、医療・介護・地域のどの領域においても認知症に対応できる作業療法士を確保するために、認知症に関する最新かつ最低限の知識を修得する。

【認知症アップデート研修プログラム】(\*は、協会「認知症の人の生活支援推進委員会」が定めた3.5時間の研修プログラム)

* 世界及び日本における認知症の課題	30分
* 認知症の障害の本質と認知症原因疾患への理解	60分
* 行動・心理症状(BPSD)の原因・背景および障害構造の理解	60分
* 認知症作業療法におけるアセスメントとマネジメント	60分
GPの紹介とシートの記入方法について	40分

※研修修了者には、「認知症アップデート研修修了証」を発行する。研修修了者名簿は、協会に提出する。

#### 2. GP報告会

GP書式で実践をまとめ、事例報告を行うことで、自己の介入を客観的に振り返る。事例の報告および検討と聴講を通じて医療・介護・地域連携における具体的事例を通じた実践方法を学び理解することで個別対応力、作業療法士としてマネジメント力を高める。

【GP報告会プログラム】

事例報告	10分
質疑応答	5分
グループワーク	20分
まとめ	5分

## 【運営基準】

### 1) GP報告会の目的

- 1) -1. GP書式を用いた事例報告を通してその使い方を理解する。
- 1) -2. 事例報告の聴講や検討を通して、地域・医療・介護連携における具体的事例から実践方法を学び、理解をする事で個別対応力、作業療法士としてのマネジメント力を高める。実践報告する事で自己の介入を客観的に振り返る。

### 2) 事例報告の運営基準

- 2) -1. 一事例あたりの報告時間は40分とする。
- 2) -2. 参加者全員が参加するグループディスカッションを行う
- 2) -3. 報告者は事例報告時の資料としてGP書式を準備する。GP書式は、①事例紹介、②アセスメント、③課題、④介入経過、⑤結果、⑥考察・課題で構成する。

### 3) プログラムの注意点

#### 3) -1. 事例報告

- ・作成した配布資料以外に事例を紹介するパワーポイントなどプレゼンテーション資料の準備を推奨する。
- ・報告者には、グループワークの冒頭で話し合っしてほしいテーマや実践の課題を提示するように伝える。また報告者のプレゼンテーションが分かりにくい場合、情報を集約して参加者に伝える。

#### 3) -2. グループワーク

- ・報告者に、タイムスケジュールを伝える。
- ・参加者には、建設的な質問を上げてもらうように伝える。
- ・参加者全員が、発表出来る様に司会進行する必要がある。
- ・グループワークの中に情報の確認が多く出てくる為、随時報告者に確認する。
- ・グループ全体を見渡してディスカッションの進み具合を確認する。進んでいない場合は内容を焦点化し、ゴールを設定する必要がある。

#### 3) -3. まとめ

- ・発表後、意見のまとめを行い全体の流れとGP記載について助言する。発表終了後、報告者に今後の行動計画を宣言してもらう。

※認知症事例の協会学術部事例報告登録制度への登録者、協会主催の学会および審査のある県士会の学会等で事例研究として筆頭発表者、学術誌および学会誌の筆頭筆者が、その事例をGP書式にまとめた場合は、2. GP報告会で報告したものとみなし、1. 認知症アップデート研修修了後に、3. GP登録を行うことができる。

## 3. GP登録

GP報告会にて事例報告後、加筆および修正したGP書式をデータ(PDF)で県士会に提出する。提出された事例は、認知症支援委員または認知症支援委員会が委託した者が審査し、合格した場合にGPとして登録とする。

※GP報告とGP登録に関する注意事項

- 1) 対象者(代諾者) ※1 および当該施設の長に対する同意書の作成(別紙1)

GP報告者はGPの報告と登録に際し、県士会主催の各種研修会および学会における発表、県士会の発行物への掲載に関して、対象者（代諾者）および当該施設の長に対してその内容や目的、倫理的配慮などを説明し同意書を作成することとする。

2) 県士会に対する同意書の作成（別紙2）

GPの著作権は事例報告者（著者）に帰属する。GP報告者はGP登録に際し、県士会にそれが公益事業に役立てる為に行うGPの複写・複製・翻訳・翻案・要約及び第三者への転載の許諾の権利を譲渡する旨の同意書を交わすこととする。

3) GP登録への参加と取りやめについて

GP登録への参加と取りやめについては、対象者（代諾者）および当該施設の長の判断とする。また一旦参加に同意した後も、GP報告者（登録者）に申し出ることにより、取りやめることができることとする。なお取りやめを申し出た時点で、既に発行されている事例集等の印刷物については掲載を取り下げることは出来ない。

4) 人権擁護と個人情報の保護について

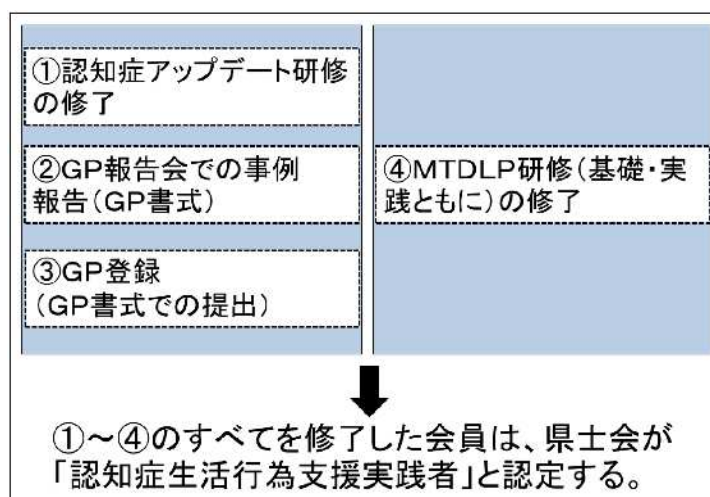
県士会は対象者の人権擁護と個人情報の保護について最善の注意を払うものとする。

5) GPおよび同意書（別紙2）の提出先

GP報告者は（一社）岡山県作業療法士会の下記アドレスに、GPおよび同意書をPDF形式にてメールにて提出する。（GPおよび同意書の原本はGP報告者にて保管する。）

（一社）岡山県作業療法士会 okaot\_jim@okayama-ot.or.jp

#### 4. 認知症生活行為支援実践者研修の修了要件



①認知症アップデート研修の修了、②GP報告会でのGP報告と③GP登録修了者で、かつ④MTDLP研修（基礎・実践ともに）修了者は、県士会が「認知症生活行為支援実践者」と認定する。「認知症生活行為支援実践者」と認定された会員は、認知症関連の研修会講師、ケア会議・介護予防等の地域派遣の際に県士会と

して推薦する。

※認知症生活行為支援実践者と認定された会員に、「認知症生活行為支援実践者認定証」を発行する。

## あとがき

この度、「(一社)岡山県作業療法士会 認知症生活行為支援実践者研修制度」の運用マニュアル・研修シラバスを作成いたしました。

この認知症生活行為支援実践者研修制度は、超高齢社会の中で、特に認知症支援を実践できる作業療法士を育成し、社会に貢献することを目標としています。県士会員の皆様におかれましては、社会から求められる作業療法士として活躍することに繋がれば幸いです。

今後も県士会員の皆様、関係各所の皆様からご意見を賜り、より良いものに改定していく予定です。ご意見、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

(一社)岡山県作業療法士会  
認知症支援委員会 一同